

## 特殊車両取り締まり実施結果報告 ～老朽化する社会資本の保全を目指して～

平成25年10月28日(月)14時～16時に国道8号滑川市大掛地先にて、国土交通省富山河川国道事務所では滑川警察署の協力のもとに特殊車両の現地取り締まりを実施しました。

### 【特車取り締まり状況】



### 取り締まり結果

取締実施台数7台(結果、7台すべてに違反指導を実施)

#### ○違反内容

- ・総重量超過違反(許可重量を超えた積載)  
3台
- ・車両連結違反(申請と異なるトレーラーをけん引)  
3台(うち2台が総重量超過と重複)
- ・通行経路違反(申請と異なる経路を通行)  
1台
- ・特殊車両通行許可証の不携帯  
2台

#### ○指導内容

- ・総重量超過車両(3台)については、措置命令書を交付  
積載貨物の許可重量までの軽減措置命令(1台)
- ・通行経路における徐行措置命令(2台)
- ・その他の違反車両(4台)には警告書を交付

※取り締まりでは車両の長さ、幅、高さ、総重量を計測し、特殊車両通行許可証の内容を確認しています。

### お問い合わせ先

北陸地方整備局 富山河川国道事務所

パレットとやま

道路管理第一課長 山下 忠 男

TEL 076-443-4722(直通)

FAX 076-443-4723(直通)